

## 沖縄県立芸術大学大学院外国人学生規程

令和7年1月23日  
沖芸大規程第155号

(趣旨)

**第1条** 沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年沖芸大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第56条に規定する外国人学生については、この規程に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程で「外国人学生」とは、国、地方公共団体若しくは他の教育機関から委託された外国人又は本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を許可又は派遣された外国人をいう。

(区分)

**第3条** 外国人学生の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般学生
- (2) 研究生
- (3) 科目等履修生
- (4) 特別聴講学生
- (5) 特別研究学生
- (6) 委託生

(入学資格)

**第4条** 外国人学生として入学又は受入れができる者は、大学院学則、沖縄県立芸術大学大学院研究生規程（令和4年沖芸大規程第60号。以下「大学院研究生規程」という。）、沖縄県立芸術大学大学院科目等履修生規程（令和4年沖芸大規程第62号。以下「大学院科目等履修生規程」という。）、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「要項」という。）、本学と外国の大学との間で締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準じるもの（以下「協定」という。）等に規定するそれぞれの入学資格を有する者で、学習に足る日本語の理解と表現能力を有する者とする。

(出願手続)

**第5条** 外国人学生として入学を志願する者は、大学院学則、大学院研究生規程又は大学院科目等履修生規程に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日本語の理解と表現能力を証明する書類
- (2) 学費・生活費の負担能力を証明する書類
- (3) 旅券の写し又は在留カード（旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書を含む。）  
両面の写し
- (4) その他各研究科が必要と認める書類

**2** 前項の規定にかかわらず、要項に基づく国費外国人留学生（以下「国費外国人留学生」という。）の出願手続については、要項の定めによる。

**3** 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生の出願手続は、協定の定

めによる。

(入学者の選考)

**第6条** 入学者の選考は、大学院学則その他入学者選抜に関する諸規程を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生については、文部科学大臣の選定に基づき、各研究科委員会で行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生の選考は、協定に基づき行うものとする。

4 前3項の規定によりがたい事情があると認められた場合は、特別の選考を行うことができる。

(研究期間の特例)

**第7条** 国費外国人留学生の研究期間については、大学院研究生規程第9条の規定にかかわらず、文部科学省の指定する期間とする。

(授業料等)

**第8条** 国費留学生の授業料、入学考査料及び入学料の納付については、要項の定めによる。

(在留資格)

**第9条** 外国人学生は、所定の期日までに在留資格「留学」が記載された住民票の写しその他必要書類を提出しなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者に対しては、入学又は受入れの許可を取り消すものとする。

(準用)

**第10条** 外国人学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

**附 則** (令和7年1月23日学長決裁)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科外国人学生規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は廃止する。

(1) 沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科外国人学生規程 (令和4年沖芸大第64号)

(2) 沖縄県立芸術大学大学院音楽芸術研究科外国人学生規程 (令和4年沖芸大第65号)